

## 平成22年度第2回

### 茨城県都市計画審議会議事録

日 時 平成22年10月1日(金)午後1時30分から  
場 所 水戸市笠原町978番6  
茨城県庁舎行政棟11階 1102共用会議室

## 会議の日時及び場所

- 1 日時 平成22年10月1日(金) 午後1時30分から午後2時38分まで
- 2 場所 水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎行政棟11階1102共用会議室

出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名  
別記名簿のとおり

## 議題

別記付議案一覧のとおり

## 委員の変更

関係行政機関の職員について、鎌田修委員、宮本敏久委員及び佐々木正委員を委嘱したことが報告された。

## 議事

- 1 議事の公開  
都計諮問第5号の公開が決定された。
- 2 議事録署名人の氏名  
議長から議事録署名人として山形委員と須田委員が指名された。
- 3 議案審議  
【都計諮問第5号 「那珂市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について」】

---

議長 それでは、審議を始めたいと思います。

まず最初に、都計諮問第5号につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

---

事務局 建築指導課でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、都計諮問第5号につきましてご説明させていただきます。

お手元の付議案1ページ及び付議案図面1-1、1-2ページをご覧くださいと存じます。

本案件は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく廃棄物処理施設の立地に係る許可に伴い、その敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について、本審議会にお諮りするものでございます。

申請者は、前田道路株式会社代表取締役圓尾龍太でございます。同社は、昭和5年に都内で設立され、土木建築工事の請負、設計並びに監督を主な事業内容としております。また、平成14年に東海村村松地区においてアスファルトプラントを開設し、アスファルト舗装材料の製造・販売業を営んでおりましたが、施設の老朽化等に伴いまして、本案件の敷地内に移転しており、引き続き、操業を続けているところでございます。

許可申請に係る事業計画でございますが、現在、アスファルトプラントが稼働している本案件の敷地内におきまして、道路建設、建築解体工事等から発生するコンクリート塊及びアスファルト塊であるがれき類の破碎処理を行い、再生砕石及び再生アスファルト材を生産し、新たにリサイクル事業を展開しようとするものでございます。なお、破碎機の1日当たりの処理能力でございますが、684.72トンと計画しており、1日当たりの処理能力が5トン以上となるため、許可を要するものでございます。

次に、申請地の位置についてご説明いたします。付議案図面の1-1とあわせて正面のスクリーンをご覧ください。申請地の位置する那珂市は、県都水戸市の北側に隣接し、東をひたちなか市及び東海村、北は常陸太田市及び常陸大宮市に接しております。主な交通網といたしましては、JR水郡線、常磐自動車道、国道6号、国道118号、国道349号、主要地方道瓜連・馬渡線、同じく日立・笠間線、県道額田南郷田彦線がございます。また、那珂市役所はこちらの位置になってございます。なお、お手元の付議案図面1-1は、正面スクリーンのこちらの部分を切り取ったものでございます。申請地は、那珂市の東部に位置し、那珂市役所から東へ約4.5キロメートルの地点にございまして、申請地及びその周辺地区は市街化調整区域の指定を受けております。また、申請地は、昭和37年ごろに旧那珂町が整備いたしました笠松工業団地内に位置してございまして、同団地内には製造業または運輸業関係の企業による工場が既に立地する状況にございます。

次に、土地利用計画等についてご説明いたします。付議案図面の1-2とあわせて正面のスクリーンをご覧ください。図面左上が北となっております。申請地の敷地面積でございますが、1万2,318.88平方メートルでございまして、申請敷地へは北側の市道8-1662号線、幅員7.1メートルから出入りをいたします。また、申請地は、今回申請する破碎処理施設のエリアと既設アスファルトプラントのエリアに分かれており、敷地の外周部には緑地帯を配置いたしております。今回、新築する建築物といたしましては、製品ヤード鉄骨造1階、延べ面積約130平方メートル、破碎機の上屋鉄骨造1階、3棟の合計の延べ面積で約120平方メートルの計4棟でございます。なお、既存建築物といたしましては、管理事務所、倉庫が2棟、控室、材料置き場の計5棟でございます。現地の状況でございますが、正面スクリーンの現況写真1は、前面道路の市道8-1662号線を撮影したものでございます。現況写真2は、申請地の破碎処理施設のエリアを撮影したものでございます。また、現況写真3は、既存アスファルトプラントを撮影したもの

でございます。

次に、廃棄物処理のフローについてご説明いたします。廃棄物を積載した運搬車両は、市道 8 - 1662 号線に面する北側の出入口から敷地内に入りまして、積載量を計量した後、搬入された廃棄物の種類に応じ、アスファルト塊とコンクリート塊とに区分し、それぞれ廃材置場に保管されます。処理工程といたしましては、ロールクラッシャーで粗破碎を行った後、破碎機により細かく粉碎され、スクリーンによる粒度調整を経て、再生砕石または再生アスファルト材を生産いたします。その後は、関係者にそれぞれ販売されることとなりますが、再生アスファルト材の約 8 割につきましては、既存のアスファルトプラントの原材料として使用することといたしております。また、事業者は、搬入された廃棄物の 100%の再資源化を目指しておりますが、処理後に発生する若干の残渣物につきましては、鉄筋等の鉄くずについては有価物として関係業者に売却し、その他の残渣物については、他の処理施設において焼却処理を行うか、または最終処分場へ搬出することといたしております。

次に、環境保全対策でございますが、騒音及び粉じんの発生を抑制するため、破碎機は建築物内に収納することとし、破碎処理施設の周囲を高さ 3 メートルから 6 メートルの工作物で覆うこととしております。その他、環境保全対策の詳細につきましては、後ほど生活環境影響調査の結果の中で詳しくご説明させていただきます。

次に、廃棄物運搬車両の搬入・搬出ルートでございますが、国道 6 号から市道 6 - 03 号線、幅員 9.7 メートル、市道 8 - 1663 号線、幅員 6.6 メートルを經由いたしまして、申請地前面の幅員 7.1 メートルの市道 8 - 1662 号線を利用いたします。また、廃棄物の処分量につきましては、月間約 1 万 2,000 トンを予定しております。1 日当たりの搬入車両は、平均で 10 トン車 48 台程度を見込んでおります。なお、廃棄物の排出元は、すべて県内の事業者を予定しております。

次に、排水計画についてご説明いたします。雨水排水につきましては、敷地内の側溝を經由し、油水分離槽を經由した後、多目的利用調整池を經由し、那珂市管理水路に放流いたします。また、汚水・生活雑排水につきましては、那珂市公共下水道に放流いたします。なお、放流に当たっては、関係機関の同意を得ております。

申請地及びその周辺地区については、那珂市の都市計画マスタープランにおいて工業ゾーンと位置づけられており、特に支障となる土地利用構想等はございません。また、本事業計画につきましては、周辺の関係者から同意が得られており、また、許可申請に当たっては、那珂市長から、都市計画上支障がない旨の意見書が提出されておりますことをご報告申し上げます。

都計諮問第 5 号の案件の概要は以上でございますが、引き続き、生活環境部廃棄物対策課より、生活環境影響調査の結果につきましてご説明させていただきます。

事務局 廃棄物対策課です。よろしくお願いいたします。

引き続き、本事業に係ります生活環境影響調査の結果につきましてご説明させていただきます。

この図面が今回の事業所の図面になっておりまして、この中で、今回の施設につきましては、廃棄物処理法に基づきまして産業廃棄物の処理施設として申請されているものでございます。廃棄物の処理施設につきましては、廃棄物処理法に基づきまして、生活影響への調査の影響評価をすることが規定されております。そのやり方につきましては、環境省のほうから、廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査指針というのがございまして、それに基づきましてこの施設における騒音等のアセスの内容を決定していきます。

今回、この施設の中で問題になります施設でございますが、破碎施設でございます。この絵になります。ロールクラッシャー、グリズリフィーダー、インパクトクラッシャー、その他スクリーン等が音を発生いたしますので、これらが騒音もしくは振動の施設となっております。また、破碎をするに当たりまして粉じんが発生いたします。そういうことございまして、産業廃棄物処理施設や場内から発生するものにつきまして影響評価を行います。また、この工場自体は露天となっておりますので、当然、雨水が当たりますので、その雨水による影響についても検討いたしております。

各項目の生活環境への影響を予測しましたところ、大気、粉じん、騒音、振動ということで影響の評価をいたしました。

大気質につきましては、産業廃棄物処理施設から排出する粉じんの発生量は、施設が建物内にあるということ、あと、受け入れヤードや建屋内には定期的に散水することにより粉じんの発生を防ぐということをして、この結果、粉じんの発生量を予測いたしますと、敷地内基準値は  $1.5\text{mg}/\text{m}^3$  なのですが、それにつきまして、予想した値は  $0.015\text{mg}/\text{m}^3$  から  $0.096\text{mg}/\text{m}^3$  ということで、基準値に比べ 100 分の 1 程度ということで、かなり少ない量となっております。また、騒音、振動等につきましても評価を行いまして、このような数字を得ております。騒音につきましては、基準値が 65 デシベル、敷地内の予測値は 61 デシベルから 65 デシベルになっております。同じく振動につきましては、70 デシベルという基準につきまして、51 デシベルから 63 デシベルになっております。それぞれにつきまして粉じん濃度及び騒音レベルにつきましてこのような予測がつかしました。

次に、その騒音対策ということになるのですが、基準値についてその基準を守るということはわかりましたが、今後、影響防止対策は永遠に続けなければいけないものですから、それについて、生活環境への影響防止策ということが大気及び水環境ということで、次のような状況を考えております。粉じんにつきましては、先ほど説明しましたように、破碎したときに粉が飛びますので、そういうものを防ぐということで、産業廃棄物施設は建物内に設置する。施設以外のヤードについては定期的な散水を実施する。作業場内の床の定期清掃を行うことによっ

て粉じんを外に飛ばさないように工夫いたします。騒音につきましては、処理施設については屋内に設置されておりますので、音が出ないようにしております。また、用地の周辺にも3メートルから6メートル前後の囲いを設置しておりますので、それに基づいて音が出ないということになっております。振動につきましても、当然、施設内の屋内にありますし、また、産業廃棄物施設の設置につきましては固いコンクリートの上に設置することになっておりますので、振動が防げるようになっております。大気環境につきましては、騒音、振動、粉じんについてはこのような対策をとってまいります。

水環境につきましては、この施設につきましては、先ほど説明がありましたように、生活排水、いわゆる事業所の働いている人のトイレの水とかそういうものにつきましては浄化槽で排水いたしまして、下水道に放出するということで、外に対する影響はなくなっております。敷地内における空から降ってきた雨水については表面を洗っていきますので、その水については、多少の粉じん、あるいは汚れ等を一緒に流していきますので、沈殿槽、油水分離槽で処理した後、公共用水域に排水いたします。それぞれにつきまして基準を満たしております。基準につきましては、水質については、茨城県小規模事業所排水対策指導要領に基づいた基準を設置し、それを遵守できることが確認されております。

最後に、悪臭になりますが、取扱品目がコンクリートの塊等でございますので、悪臭を発生する物質というものは、今回、考えられませんので、悪臭による問題はないかと考えております。

最後になりますが、産業廃棄物処理施設が設置されることにより、車両の通行が増加すると考えられますが、車両の通行は近接の国道6号線に比べますとわずかに増加するため、環境への影響は少ないと考えております。以上でございます。

事務局 都計諮問第5号のご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

---

議長 ありがとうございます。それでは、この案件につきまして、ご意見、ご質問をお願いいたします。

A委員 搬入経路に関してですが、ぐるっと回って裏側のほうに行くような形で計画しているということで説明されたかと思うのですが、水戸のほうから行きますと、かなり先まで行って曲がることになると思うのです。実際、現実に搬入の業者の方たちというのは前田道路さんの会社ではないわけで、その辺のところに対して徹底させるというようなことをできるだけしていただきたいなという、せっかくぐるっと回して危なくないように、しかも車線減少で、手前から入るのは危ないという説明があったと思うのですが、ぐるっと回って入るということであれば、それを搬入業者さんのほうにも徹底していただきたいなと思います。

事務局 ただいまのご要望に対しまして説明をさせていただければと思います。

国道6号線なのですが、笠松運動公園の前のこととなりますが、現在、片側2車線の道路になっております。ここに信号がございまして、ここの信号を境に北側は片側1車線の道路になるということで、水戸方面から北上してきた車が、走行車線が絞り込まれる関係で、追い越し車線に入って、そういう運転をされる方が多いということで、国道からすぐこの施設に入りますと、ここでスピードを落としますと後続の車両が追突される危険がございまして、現在、このアスファルトプラントを稼働している際にも、入ってくる車は必ず先の信号を左折して入るということを指導し、徹底されていると聞いております。今回、許可に伴いまして、さらにそういった車両の搬入経路の徹底というものを指導していきたいと思っております。

議長 ほかに。

B委員 今の説明で最終的には市道1663という道を入ってくるのだと思うのですが、その交通量というのは今はどれくらいあるのかどうかという話を、説明をお願いしたいと思います。48台というあれでしたが、これは6号に比べればあれですけども、1663では倍率からすると影響は結構ある。1663という通りをずうっと郵便局の脇くらいから入ってくるのでしょうか。それが1点目。

その沿道には住宅があるのか事務所があるのか、図面が小さいものだからよくわからないのだけれども、この産廃の場合は一応周辺の建物の用途図くらいはつけていただいたほうが判断しやすいのかなという気がしますので、その辺を次回以降お願いしたい。

それから、3点目は、直接関係ないのだけれども、このごろ、都計審で、同意案件がないときがあってもこの産業廃棄物は必ずあるというような状況なのですが、こういう施設の需給関係とかそういうあれが実際にどうなっているのかとか、余り施設のほうが増えたり不足になったりすると望ましいものではない。そういう意味で、こういうものの統計みたいなものというのはどれくらい整備されているのかという話を教えていただきたい。要するに、県内にこういう施設があって、総処理量はどれくらいであるとか、そういうことがすぐわかるような統計類というのはそろっているのかどうかということをお願いいたします。以上です。

事務局 ただいま3点ご質問をいただきました。順次、お答えさせていただきます。

まず、最初のご質問ですが、市道の1663号線の交通量ということでございますが、申しわけございませんが、こちらは交通量調査が行われておりませんで、正確な数は把握してございません。ただ、この道路はこの工業団地の中の道路ということで、工業団地の中には工場が23区画ございまして、それらが操業しているということでございますので、そういった23工場の関連の企業が通行する車ということですので、それほどの交通量はないかと思っております。

それから、2点目の住宅ということでございますが、ただいま申し上げました

ように、工業団地の中ということでございますので、例えば、1663号線に沿ったところには住宅はないということなのですが、ただ、そういった周辺の土地利用がわかるようにというお話がございましたので、今後はそのように委員の皆様にお示しできるような図面を用意したいと考えております。

それから、3点目でございますが、廃棄物の処理計画につきましては、環境サイドで廃棄物処理計画というのをつくっております、廃棄物の発生量と現在の県内の施設の処理可能な施設の受け入れ能力みたいな長期計画をつくっておりますが、その中でも現実には県外で処理しているところもございまして、必ずしも県の中ですべて今現在充足していることではないと聞いております。

今回の計画ですが、事業計画の立案に当たりまして、排出事業者はどのくらいあるのかというのを調べておりまして、それによりまして、県内のすべて19社から受け入れの申し入れがあって、こういう施設の建設に至っているということでございますので、そういった意味で処理の需要があるということでございます。

B委員 最後の件は、むしろ県全体として、もう少し言えば、ある程度地域別にどういう需給関係になっているか。個々の工場の話ではなくて、むしろ県全体、あるいは地域という視点で見たときに参考になる資料があるかという質問なのです。

議長 3点目のあれは、もう少し調べた上で回答してもらったほうがいいのではないですか。

B委員 今すぐには別に入らないのですが。

事務局 次回の審議会までに調べまして、詳しくご報告させていただきたいと思っております。

議長 ほかにご意見、ご質問ございますか。

それでは、ご意見がないようでございますので、ただいまの都計諮問第5号につきましては、支障なしということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 ありがとうございます。それでは、ご異議なしと認めまして、都計諮問第5号につきましては、支障なしといたします。

---

議長 それでは、本日は1件でございますので、以上をもちまして、今回付議されました案件につきましてはの審議を終了いたしました。ただいまの都計諮問第5号につきましては、支障なしということで、本日付けをもちまして知事に答申をいたします。どうもありがとうございました。

- 閉 会 -



平成 22 年度第 2 回茨城県都市計画審議会 委員出席状況

組 織	職 名	氏 名	出 欠
学 識 経 験 の あ る 者	弁護士	大津 晴也	出 席
	筑波大学名誉教授	黒川 洸	欠 席
	茨城大学名誉教授	山形 耕一	出 席
	一級建築士	中崎 妙子	出 席
	茨城県農業会議会長	葉梨 衛	出 席
	茨城県経営者協会顧問	川又 諭	出 席
	茨城県バス協会会長	須田 哲雄	出 席
市町村長を 代表する者	鹿嶋市長	内田 俊郎	出 席
	河内町長	野高 貴雄	出 席
県 議 会 の 議 員	茨城県議会議員	山口 武平	欠 席
	茨城県議会議員	関 宗長	欠 席
	茨城県議会議員	飯野 重男	出 席
	茨城県議会議員	鶴岡 正彦	欠 席
	茨城県議会議員	西條 昌良	出 席
	茨城県議会議員	長谷川 修平	出 席
市町村の議 会の議長を 代表する者	水戸市議会議長	袴塚 孝雄	出 席
	大洗町議会議長	小野瀬 義之	出 席
関 係 行 政 機 関 の 職 員	関東財務局水戸財務事務所長	鎌田 修	代理 管財課長 居城 光雄
	関東農政局長	宮本 敏久	代理 農村計画部農村振興課課長補佐 久保 正樹
	関東経済産業局総務企画部長	佐々木 正	欠 席
	関東運輸局長	神谷 俊広	代理 茨城運輸支局長 鬼沢 秀通
	関東地方整備局長	菊川 滋	代理 常陸河川国道事務所長 児玉 好史
	茨城県教育委員会教育長	鈴木 欣一	欠 席
	茨城県警察本部長	杵淵 智行	代理 交通規制課長 櫻村 栄次

出席 18 名	} 24 名
欠席 6 名	

平成22年度第2回茨城県都市計画審議会 付議案件一覧表

諮問番号	題名	決定機関	付議案ページ	図面ページ	計画内容
5	那珂市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について  (建築基準法第51条)	特定行政庁知事	1	1-1 1-2	那珂市向山地内 廃棄物処理施設  破砕(がれき類) 処理能力: 648.72 t/日
	計1件				